

平成29年度

教育委員会定例会
(1月)



平成30年1月11日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 平成30年1月11日（木） 午後3時
場所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第11号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について (P2)
- 5 報告
 - (1) 鹿屋市議会12月議会定例会の一般質問について (P9)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
 - (1) 家庭教育講演会・第22回鹿屋市PTA研究大会について
 - (2) 教育委員管外研修について
- 8 閉会

議案第11号

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成30年1月11日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成30年1月1日付けで鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表を次のように改める。

決裁事項	教育長	専決区分			合議先
		次長	課長等	所属長	教育総務課長
<p>所属職員の事務分担に関すること。 出張に関すること。</p> <p>年次有給休暇の承認に関すること。</p> <p>職員の病気休暇（3日以内の病気休暇（以下「短期病休」という。）を除く。）、介護休暇及び介護時間の承認に関すること。</p> <p>職員の特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>職員の短期病休及び特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休暇を除く。）の承認に関すること。</p>	教育長	次長	課長等・所属職員	所属長・所属職員	
	次長	次長・課長等	所属職員	所属長・所属職員	
		課長等	所属長・所属職員		○
		次長・課長等	所属長・所属職員		○
		次長・課長等	所属長・所属職員		

<p>組合休暇の承認に関する こと。 職員の療養許可及び 就業禁止に関するこ と。 職務に専念する義務 の免除に関するこ （厚生に関する計画 の実施に参加する場 合に限る。）。 職務に専念する義務 の免除に関するこ （厚生に関する計画 の実施に参加する場 合を除く。）。 時間外勤務命令及び 休日勤務命令に関す ること。 週休日の振替に関す ること。 サービス上の諸願及び届 けの処理に関するこ と。</p>	<p>○</p>	<p>次長・課長 等</p>	<p>所属長・所 属職員</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
		次長・課長 等	所属職員		○
		次長・課長 等	所属職員	所属長・所 属職員	
		次長・課長 等	所属職員	所属長・所 属職員	
	次長	課長等	所属長・所 属職員		○

備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正 新旧対照表

改正後						改正前					
○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 別表第1（第4条、第6条関係） 2 服務等に関する事項						○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号 別表第1（第4条、第6条関係） 2 服務等に関する事項					
決裁事項	教育長	専決区分			合議先	決裁事項	教育長	専決区分			合議先
		次長	課長等	所属長	教育総務課長			次長	課長等	所属長	教育総務課長
所属職員の事務分担 に関すること。			○	○		所属職員の事務分担 に関すること。			○	○	
出張に関すること。	教育長	次長	課長等・所 属職員	所属長・所 属職員		出張に関すること。	教育長	次長	課長等・所 属職員	所属長・所 属職員	
年次有給休暇の承認 に関すること。		次長・課長 等	所属職員	所属長・所 属職員		年次有給休暇の承認 に関すること。		次長・課長 等	所属職員	所属長・所 属職員	
職員の病気休暇（3日 以内の病気休暇（以下 「短期病休」という。） を除く。）・介護休暇 及び介護時間の承認 に関すること。	次長	課長等	所属長・所 属職員		○	職員の病気休暇・介護 休暇の承認に関する こと。	次長	課長等	所属長・所 属職員		○
						特別休暇の承認に関 すること。	次長	課長等	所属職員	所属長・所 属職員	
						組合休暇の承認に関 すること。			所属長・所 属職員		○

改正後				改正前				
<p>職員の特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号）第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休暇に限る。）の承認に関すること。</p>	<p>次長・課長等</p>	<p>所属長・所属職員</p>	<p>○</p>	<p>職員の療養許可及び就業禁止に関すること。</p>	<p>○</p>	<p>次長・課長等</p>	<p>所属職員</p>	<p>○</p>
<p>職員の短期病休及び特別休暇（鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第29条第1項の表第1号、第2号、第4号、第14号、第23号及び第24号に掲げる特別休</p>	<p>次長・課長等</p>	<p>所属長・所属職員</p>		<p>職務に専念する義務の免除に関すること。</p>		<p>次長・課長等</p>	<p>所属職員</p>	
				<p>時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p>	<p>次長</p>	<p>課長等</p>	<p>所属職員</p>	<p>所属長・所属職員</p>
				<p>週休日の振替に関すること。</p>	<p>次長</p>	<p>課長等</p>	<p>所属職員</p>	<p>所属長・所属職員</p>
				<p>サービス上の諸願及び届の処理に関すること。</p>	<p>次長</p>	<p>課長等</p>	<p>所属長・所属職員</p>	<p>○</p>
				<p>備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。</p>				

改正後					改正前
<u>暇を除く。)の承認に 関すること。</u>					
<u>組合休暇の承認に関 すること。</u>			<u>所属長・所 属職員</u>	<u>○</u>	
<u>職員の療養許可及び 就業禁止に関するこ と。</u>	<u>○</u>				
<u>職務に専念する義務 の免除に関すること (厚生に関する計画 の実施に参加する場 合に限る。)</u>		<u>次長・課長 等</u>	<u>所属職員</u>		
<u>職務に専念する義務 の免除に関すること (厚生に関する計画 の実施に参加する場 合を除く。)</u>		<u>次長・課長 等</u>	<u>所属職員</u>	<u>○</u>	

改正後					改正前
<u>時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u>		<u>次長・課長等</u>	<u>所属職員</u>	<u>所属長・所属職員</u>	
<u>週休日の振替に関すること。</u>		<u>次長・課長等</u>	<u>所属職員</u>	<u>所属長・所属職員</u>	
<u>サービス上の諸願及び届</u>	<u>次長</u>	<u>課長等</u>	<u>所属長・所</u>		<u>○</u>
<u>けの処理に関すること。</u>			<u>属職員</u>		
備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。					

報告(1) 鹿屋市議会12月定例会の一般質問について（教育委員会関係）

1	【件名】英語教育について	議員名	【個人】東
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ 「英語教育フォーラム in kanoya」は、英語教育の在り方についての議論を深める上で大変有意義であった。どう総括しているか。</p> <p>○ 今後の英語教育を推進するに当たっては、児童・生徒及び教師がともに学び合い楽しむ雰囲気づくりが大切であると思料する。そのための様々な工夫を研究する必要があるかどうか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○ 本市の、これまでの先進的な研究実践をもとに、これからの英語教育の在り方などについて議論を深めるため、「英語教育フォーラム in Kanoya」を11月8日に実施した。市民を含め、県内外から、小中高等学校及び大学の教員を中心に300名を越える参加のもと、これからの英語教育の在り方について活発な議論が行われたところである。</p> <p>参加者の感想には、児童が、英語を駆使して積極的に表現する姿や、本市の日常的で、先進的な実践研究を、高く評価したものが多く見られた。</p> <p>これは、研究校を中心に、これまでの英語に充分、慣れ親しませる指導方法に、新学習指導要領を先取りした「読む」「書く」の2技能を加えた教科としての指導方法や、児童の実態を踏まえた教材・教具の開発等を含む地道な指導に取り組んできた成果だと考えている。</p> <p>このようなことから、平成30年度から、市内全ての小学校において、鹿屋小学校によるモデル授業のような「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスを図った実践が行われるよう、現在、本市の小学校英語教育の年間指導計画の改訂を行うとともに、今後、児童・生徒及び教員がともに学び合い楽しむ雰囲気のある英語教育を推進するために、理論と実践についての研修を行う小学校英語教育指導方法研修会、授業研究を通じた小中連携及び小小連携等の研修会等の充実を図ってまいらる。</p> <p>一方、文部科学省においても、教員と児童がともに学び合い楽しい英語教育を推進していけるよう、平成30年度から提供される小学校英語教育における新教材は、電子黒板などのICT機器を活用した授業が行われることを前提としたものとなっている。</p> <p>このような中、本市においては、鹿屋市教育の情報化ビジョンに基づき、計画的なICT機器の環境整備を順次、行っており、平成31年度には、市内全ての教室に電子黒板と教師用タブレットの整備が完了する予定である。</p> <p>このようなことから、今後一層、本市の英語教育の充実に努めるとともに、引き続き国・県の英語教育推進に、貢献していきたいと考えている。</p>			

2	【件名】小規模学校の運営及び統廃合について	議員名	【個人】松野
<p>【質問の要旨】</p> <p>① 学校の統廃合について具体的に検討していることはあるのか。</p> <p>② 小規模学校に対して、近くの学校と修学旅行や運動会など合同で実施する考えはないか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>① 本市の学校再編は、平成23年度に策定した「鹿屋市学校再編実施計画」に基づき、次世代を担う子どもたちの教育環境の充実を第一に、これまで輝北地区、花岡地区、吾平地区、高須・浜田地区において再編を行ってきた。</p> <p>学校再編の基本的な考え方としては、特別支援学級を除いたクラス数が、</p>			

・小学校においては3クラス編製の完全複式の状況
 ・また、中学校においては3学年で3クラス以下の状況にある中で、今後も、さらに児童生徒数の減少が続いていく傾向にある場合は、再編協議のテーブルにあげることとしている。

現在、各学校区の児童生徒数の将来推計や学校の適正配置、特認校制度の在り方など、あらゆる視点から調査・分析を行っているところであり、今後、さらに保護者や地域の方々と十分な協議を重ねるとともに、議員の皆様にも御意見を伺いながら、一定の方針案を作成したいと考えている。

作成に当たっては、子ども達によりよい教育環境を提供することを第一に考え、地域の活性化にも配慮するとともに、保護者や地域住民の御理解と御協力を得ながら取り組んでまいります。

② 市内の小規模校では、一人一人のよさを活かしたきめ細かな学習や伝統芸能（棒踊り、鉤引き、米作り）など地域と一体となった体験活動を行うなど特色ある教育活動が行われている。

また、多くの児童生徒との交流を通して、思いやりやコミュニケーション能力等を身につけるために、修学旅行や宿泊学習、体育や音楽、理科や総合学習の調べ学習等を複数校合同で行う交流学习等を行っている学校がある。

さらに、中学校入学への不安を軽減するとともに良好な人間関係づくりを行うための一助とするため、同じ中学校へ進学する複数の小学校6年生が一同に集まり、レクリエーション活動などを行っている学校もある。

このような合同で行う行事や交流学习には、日程や活動内容の計画・調整、役割分担の打合せなど、行事を実施する上での細かな連携や児童生徒を移動させるための交通手段等に課題もあるが、多くのメリットがあることから、今後、教育委員会としても、さらに充実・発展していくよう支援・指導してまいります。

3	【件名】修学旅行について	議員名	【個人】福崎
【質問の要旨】			
○ 本市は、毎年県外から中高生の修学旅行を受け入れ、民泊を行い、高い評価を受けていると聞かすが、本市の中学生等に修学旅行で民泊を経験させる考えはないか。			
【答弁の要旨】			
○ 本市の修学旅行の現状としては、小中学校では、事前学習を基に、主に九州管内の歴史的建造物や戦跡、名所旧跡等を自分たちで巡る自主研修を行ったり、戦争体験者の体験談を聞き、平和の尊さを実感する体験を行ったりしている。			
また、高等学校では、主に関東・関西方面を中心に、小中学校と同様な自主研修や、名所旧跡や歴史的建造物を見学したりするような活動を行っており、小中学校を含め、多くの学校では、最終日に遊園地等で楽しみながら交友を深める活動等も取り入れている。			
本市では、H23年度から中高生の民泊の受入れを行っており、これまでに35校、約2,500名の中高生が、主に野菜の収穫や田植えなどの農業体験を中心とした価値ある体験活動を行っている。			
一方、現在本市の中学校等の修学旅行で、民泊を実感している学校はないが、民泊は、「子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識等を育み、力強い子どもの成長を支える教育活動」として、その教育的効果は大きいことから、市教委としては、各学校に対して、様々な他県での取組や、本市における受入の内容等について、具体的に紹介して参りたいと考えている。			

4	【件名】学校再編、給食センター、遠距離通学について	議員名	【個人】本白水
【質問の要旨】			
<p>① 輝北地区を皮切りに進める学校再編は道半ばである。これまでの取組効果と今後の基本方針を示されたい。</p> <p>② 南部学校給食センターは供用開始から7年が経過した。事業効果と課題及びその対応策を示されたい。また、(仮称)北部学校給食センター整備事業の進捗状況及び供用開始見通しを示されたい。</p> <p>③ 遠距離通学者の安心安全な通学環境や利便性の確保対策は講じられているか。</p>			
【答弁の要旨】			
<p>① 本市の学校再編については、平成23年度に策定した「鹿屋市学校再編実施計画」に基づき、次世代を担う子ども達の教育環境の充実を第一に、これまで輝北地区、花岡地区、吾平地区、高須・浜田地区において再編を行ってきた。</p> <p>これまでの取組において、一定の学校規模が確保され、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力を育む教育環境の充実につながるなど教育的効果があったものと考えている。</p> <p>また、併せて校舎の建替えや学校運営に係る経費が不要となるなど、一定の財政的効果もあったものと考えている。</p> <p>現在、各学校区の児童生徒数の将来推計や学校の適正配置、特認校制度の在り方など、あらゆる視点から調査・分析を行っているところであり、今後、さらに保護者や地域の方々と十分な協議を重ねるとともに、議員の皆様にも御意見を伺いながら、一定の方針案を作成したいと考えているところである。</p> <p>作成に当たっては、子ども達によりよい教育環境を提供することを第一に考え、一校一校の実態と実情を丁寧に把握するとともに、小規模校でも地域に残して欲しいという様々な考え方もあることから、保護者や地域住民の御理解と御協力を得ながら取り組んでまいりたい。</p> <p>② 南部学校給食センターは平成22年9月に供用開始され、現在7年が経過した。事業効果としては、この7年間の累計として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独調理、いわゆる自校方式による調理業務を終了したことによる施設維持費等の縮減が約8億円 ・また、民間委託による運営費等の縮減が約7億円で、合わせて約15億円の事業効果があった。 <p>7年経過した現在においては、厨房機器等の修繕や更新等の課題はあるが、機器の耐用年数に合わせた年次的な整備を、今後、計画的に進めていくこととしている。</p> <p>次に、北部学校給食センターの整備計画については、平成29年3月議会でお答えしたとおり、これまでお示しした方針を基本として、平成32年9月の供用開始を目指して、現在、設備規模の検討や事業費の積算、建設予定地の選定など、必要な諸手続等と併せて、準備作業を進めているところである。</p> <p>③ 遠距離通学者の安心安全な環境の確保対策については、学校の統廃合に伴い遠距離通学となった児童生徒を対象として、国の「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」に基づくスクールバスの運行を行うと共に、市独自の制度として、「鹿屋市立学校通学費補助に関する要綱」に基づき、補助金による支援を行っている。</p> <p>平成28年9月議会において、議員から御質問いただき、調査したところ、へき地教育振興法に基づくへき地に該当する学校(高隈中学校)の児童生徒のうち、距離等の条件を満たす児童生徒について、一部支援が行き届いていない状況があ</p>			

ったので、今年度から制度改正を行い、該当する遠距離通学者への支援を行っているところである。

また、学校統合等によるスクールバス及び通学費補助で対応していない遠距離通学者については、支援の必要な事案等が発生した際は、個別に協議・検討し、適正な支援について判断してまいりたいと考えている。

5	【件名】小中一貫校について	議員名	【個人】今村
【質問の要旨】			
○ 上小原小中一貫校の様子を見ると、保護者や校区民の喜びの声が多い。このような中で申良校区や細山田校区も年間を通じた大きな行事等について、今後、合同でできないのか。			
【答弁の要旨】			
○ 本市の小中一貫教育においては、施設一体型の花岡小中学校と施設分離型の上小原小中学校の2カ所で推進しているところである。 上小原小・中学校においては、平成27年度から地域と密着した施設分離型小中一貫教育を行っており、音楽発表会や持久走大会などの合同学校行事や英語・数学・音楽・体育等の相互乗り入れ授業の取組を進めているところである。 3年目となった本年度は、第1回小中学校合同運動会が開催された。 小中学生が同じ目標に向かって一つになり懸命に取り組む姿やそれを応援する学校・家庭・地域も一体となって盛り上がっている姿が見られた運動会であった。 また、小中合同の学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして、保護者や地域との連携を強めながら地域とともにある学校づくりを目指しているところである。 教育委員会としては、平成30年度以降について、上小原小・中学校の先進的な取組を周辺の学校を含む多くの学校が取り組むよう指導してまいる。			

6	【件名】フッ化物洗口について	議員名	【個人】眞島
【質問の要旨】			
① 実施するに当たって、監督体制、役割分担、実施手順等についての安全な実施体制を構築するマニュアルはあるのか。 また、薬剤の管理は誰が行い、調製はどこで誰が行うのか。 さらに、議員説明会では、保健室等で養護教諭に希釈等をさせることはしないと説明しているが、間違いはないか。			
② 熊本県の事例によると、保護者へのフッ化物洗口の申込説明書では、「申込み後の取りやめや追加の申込みについては、いつでもできます。」とあるが、本市でも追加説明する考えはあるのか。			
【答弁の要旨】			
① フッ化物洗口については、本年度から3小学校において、学校保健活動の一環として、事業実施の流れや保護者や教職員を対象とした説明会、洗口の実施手順等を明記した「鹿屋市フッ化物洗口実施マニュアル」に基づき、実施している。 なお、本マニュアルについては、本年度の3実施校の実践等から、より効果的・効率的な実施方法等について、改善を図っているところである。 薬剤の管理については、「学校の日常的に管理できる部屋(校長室、職員室等)で、鍵のかかる棚に保管する。」ことと、マニュアルには明記しており、本年度の実施校では、2小学校は校長室、1小学校は保健室で鍵付き保管庫に入れて管理している。 また、薬剤の希釈については、議員説明会においてプレゼン資料等で御説明したとおり「洗口液は、原則、実施当日に学校職員が複数で対応し作成する。」ことと明記しており、本年度の実施校では、2小学校は保健室で、1小学校は校長室で、いずれも管理職と養護教諭等の複数の学校職員で洗口液を作成している。			

いずれにしても、薬剤の管理と希釈については、安全面からも重要であると認識しており、学校歯科医や学校薬剤師等の指導のもと、(学校長の責任において、)行っている。

- ② フッ化物洗口の実施については、保護者に対して説明した後、希望調査を行い、希望者に対して実施しているところであるが、希望調査後の取りやめや新たな実施希望については、柔軟に対応することとしている。

議員からございました、追加説明する考えはないかということについては、希望調査(申込説明書)にもその旨、明記していきたいと考えている。

今後も、子どもたちの生涯にわたる歯と口の健康及び心身の健康増進のため、よりよく実施されるよう改善を図りながら、フッ化物洗口事業を進めてまいりたいと考えている。

7	【件名】教職員の働き方改革について	議員名	【個人】眞島
【質問の要旨】			
<p>① 今年8月の中教審の「学校における働き方改革に係る緊急提言」についてどのように考えているか。</p> <p>② 文部科学省や今回の中教審の「業務改善方針・計画等」について、市教委として、どのような計画を考えているか。</p> <p>③ 中教審の提言にある「教員の勤務時間外における保護者や外部からの問合せに対応するため、服務監督権者である教育委員会は、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法は確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制整備のための支援」を講ずる考えはあるか。</p> <p>④ 学校の管理職の組織管理、時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修の実施は具体的にどのように考えているか。</p> <p>⑤ 業務改善の促進の一環としての給食費をはじめとする学校徴収金の公会計化の促進と、徴収業務及び管理業務の負担軽減に向けた調査研究をする考えはあるか。</p>			
【答弁の要旨】			
<p>① 教員が授業や授業の準備に集中し、意欲と教員としての誇りをもって生き生きと勤務し、児童生徒に確実に生きる力を付けられるように、教育の質を高められる環境を構築することは、極めて重要なことだと考えている。</p> <p>一方、本年4月に文部科学省が発表した「教員勤務実態調査」では、とりわけ教職員の長時間勤務が問題になったところである。</p> <p>今回、「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出された背景には、このような現状を中央教育審議会が重く受け止めたからだと認識している。</p> <p>市教育委員会としては本緊急提言を受けて、小・中・高それぞれの勤務態様の違いや、毎日児童生徒と向き合う教員としての仕事の特性を考慮しながら、子供たちへの質の高い教育活動のためにも、教育委員会や校長を含む全ての教育関係者が、教職員の働き方改革について「今できることは直ちに行う」との認識を共有し、鋭意、改善に努めて参りたいと考えている。</p> <p>② 現在、市教育委員会としては、先に文部科学省で策定された、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」や県教育委員会から出された通知「学校業務改善の推進について」を受けて、教職員の業務改善に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>具体的には、市教育委員会主催の研修会や会合を大幅に見直し、4つの研修会の削減や6つの会合等の縮減を行ったり、県内の他市町村に先がけて、昨年度から夏季休業時に「学校閉庁日」を設け各種休暇を取得しやすい勤務環境づくりに努めている。</p>			

また、ノ一部活動デーの推進や定時退校日を設け、行き過ぎた部活動にならないように管理職研修会や担当者研修会等において指導し、部活動の適正化に努めている。

今後は、県教育委員会が教職員の多忙化解消に向けて本年度をめどに策定中である「業務改善方針」の動向に注視しつつ、様々な改善等に取り組んでまいる。

- ③ 地域や保護者からの学校への相談や意見・要望等については、一般的には、子どもの事故、生徒指導上の確認事項、子どもの欠席理由やその日の体調状況、学校の様子、宅習の内容、明日の連絡事項等が中心である。

これらの内容については、担任や管理職と直接話すことが早期の解決につながり、保護者や地域との信頼関係をより深めることになると思う。

しかしながら、土日や深夜など時間帯を選ばない連絡は、教職員にとって、精神的に負担となることもあるため、PTAとの連携を行うなどして、緊急連絡以外の連絡は週休日・祝日等を除く通常日に行うことを御理解いただきたいと考えている。

また、全ての緊急連絡体制については、各学校において、管理職や担任等の連絡体制が周知・整備されている。

一方、メールについては、現在、各学校において、24時間学校代表メールを活用し、様々な御意見等に対応している。引き続き、それぞれの学校で、活用できるよう周知してまいる。

このようなことから、留守番電話設置については現時点では設置の考えはないが、本市での必要性について、今後の研究課題としたいと考える。

- ④ 学校の管理職の組織管理については、年度当初、校長が全職員に対して、鹿屋市教育委員会特定事業主行動計画に基づき、勤務時間に対する意識の高揚や仕事と生活の調和を目的に全職員を対象とした研修を行っている。

特に、勤務時間の適正管理については、校務分掌の機能化や学校行事の精選に取り組むほか、管理職による放課後の巡回や声かけ等を行なっている。

また、職員の安全と健康の保持増進と快適な職場環境を形成するために、各学校における安全衛生委員会が出された課題等を、市の学校職員総括安全衛生委員会で協議している。

さらに、市教育委員会として、教職員の心身の健康の保持増進を図るために実施している主な事業として、外部から講師を招き実施しているメンタルヘルス講演会やストレスチェックの実施、コンピューターのディスプレイ等の機器を使用した作業に従事する機会の多い職員を対象としたVDT作業従事者健康診断がある。

他にも、夏休みに学校職員総括安全衛生委員会による職場巡視を今年度から実施しているところである。

いずれにしても、質の高い教育活動を行うためには、教職員の健康と気力の充実が不可欠であり、教職員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できるように、教育委員会としても様々な方面から、努力していきたいと考えている。

- ⑤ 学校給食費を始め、教材費や修学旅行費などの学校徴収金は、徴収・管理業務、未納金徴収対応など、現在、各学校において教職員が職務として行っている。

本市の学校徴収金や学校給食費の徴収方法については、教職員の負担軽減や事故防止等を考慮し、現金徴収から口座引落としに切り替えつつあるが、公会計による納付方法を実施した場合、既に実施している政令指定都市などの例からも、原則「口座振替又は口座振込」となると考えられ、そのことにより、未納が増える等、新たな課題も心配されるところである。

現在、学校給食費につきましては、鹿屋市学校給食センター条例施行規則で徴

収責務を学校長とし、管理職や事務職員、担任が対応しているが、教育委員会としても、給食費の未納がある学校へ直接伺うなど対応を協議し、具体的な取組を行うなど、教職員と協力し、未納者対策を積極的に進めているところである。

このような中、文部科学省は、平成28年6月の「学校現場における業務の適正化に向けて」の通知の中で、「学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を開放する」とし、平成30年度に学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを策定する経費を概算要求に盛り込んだことから、本市としても、今後、国、県や他市町の動向を見極め、対応して参りたいと考えている。

8	【件名】 いじめ・不登校について	議員名	【個人】 眞島
<p>【質問の要旨】</p> <p>① いじめと不登校の実数及びその原因について把握しているか。 また、その対応策についてどのように考えているか。</p> <p>② 中教審の提言にもある「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の促進」について、本市の考えを示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>① いじめについては、平成28年度で小学校が137件、中学校が19件となっており、主な内容としては、小中学校ともに、冷やかし、軽くぶつかる、仲間はずれなどである。 いじめに対しては、「いじめは絶対に許さない、1件でも多く発見し1件でも多く解決する」という共通認識のもと、具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時実施する教育相談やアンケート等を通じた実態把握 ・ 道徳教育、学級活動、体験活動等の充実を通じた、一人一人に居場所のある学級づくり ・ 4月と9月に実施している「いじめ問題を考える週間」の取組 ・ いじめ撲滅に向けた児童会・生徒会の自主的な実践となる「鹿屋市子どもサミット」の開催 ・ 平和の花束等を通じた人権や命の尊さを考えさせる教育の充実 <p>等を通して、いじめの根絶に向け、全教育活動を通して取り組んでいるところである。</p> <p>次に、平成28年度の不登校児童生徒の状況であるが、小学校が27人、中学校が114人となっている。その原因としては、様々な要因が重なっているものが多く、特定することは難しいが、主なものとしては、児童生徒間の人間関係、不安や無気力となっている。</p> <p>不登校への対応については、今年度、教育委員会、学校の管理職、生徒指導主任で「鹿屋市不登校対策プロジェクト」を立ち上げ、先進校視察、未然防止、初期対応、不登校児童生徒への支援の徹底等に係り、現在各学校で取り組んでいる。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成的グループエンカウンター等を通じた教師による居場所づくりや児童生徒の絆づくり等による未然防止 ・ 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、マイフレンド相談員等の相談活動 ・ 市適応指導教室、児童家庭支援センター等の関係機関との緊密な連携 <p>を通して、楽しい学校・学級づくりをしたり、不登校児童生徒及びその保護者への丁寧できめ細やかな対応をしたりしているところである。</p> <p>② 「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の促進」については、医師や臨床心理士等の資格を有し、専門的な相談活動・助言や相談者への心理的見立て（アセスメント）を行うことができるスクールカウンセラーについ</p>			

ては、県の事業のもと、本市には5人が配置されているが、引き続き全ての中学校校区への配置を希望して参りたいと考えている。

また、スクールソーシャルワーカーは、問題を抱える児童生徒の家庭への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整の役割を果たすため、本市では平成23年度から配置を行っており、現在、鹿屋東中学校と第一鹿屋中学校の2校に、各1名ずつ配置しているところである。

スクールソーシャルワーカーの配置状況については、全国の平均として、児童生徒1万人当たり1.5人の配置となっているが、文部科学省は「ニッポン一億総活躍プラン」等において平成31年度までに全中学校へスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としているところである。

本市においては、スクールソーシャルワーカーと同様な役割をするマイフレンド相談員を既に全ての中学校区に配置し、様々な児童生徒の問題に対応しているが、学校だけでは解決できない多くの課題が増加するなか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの果たす役割は今後、一層重要性を増すと認識しているので、国の動向等もしっかり注視しつつ対応して参りたいと考えている。

9	【件名】特別支援教育支援員について	議員名	【個人】児玉
【質問の要旨】			
○ 障がいのある児童・生徒が修学旅行や宿泊学習等に参加する際の特別支援教育支援員の同行に対して、旅費等を公費で賄うことはできないか。			
【答弁の要旨】			
○ 障がいのある児童・生徒が円滑に教育を受け、他の児童・生徒と同様に貴重な体験活動をすることは極めて重要なことと捉えている。			
そのために、市内小・中学校に特別支援教育支援員、いわゆる支援員を33名配置して、一人一人の支援の充実に努めているところである。			
支援員は、「鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱」に基づき、各学校に、1日、7時間30分、1週間につき37時間30分を超えない範囲で勤務している。			
支援員の校外学習にかかる旅費については、一人につき一定の金額を設定しており、年間を通じた支出の中で一定額を超える場合は、案件ごとに個別に協議して予算の範囲内で追加の支出をしている。			
また、修学旅行や宿泊学習における支援員の宿泊については想定しておらず、現在、宿泊学習においては、日帰りを通うことにより対応しているが、日帰りが出来ない修学旅行においては、当該学校の教職員の同行等で調整するなどして対応しているところである。			
今後とも、すべての子どもたちにとって良好な教育環境となるよう、宿泊を伴う支援の在り方等も含めて研究して参りたいと考えている。			

10	【件名】不登校支援について	議員名	【個人】西菌
【質問の要旨】			
○ 不登校児童生徒が小学校から中学校へ、中学校から上級学校等へ進学等する場合、卒業する子どもに対してどういう支援を行っているのかについて示してほしい。			
【答弁の要旨】			
○ 不登校の児童生徒については、各学校において個別支援計画をもとに、担任が中心となり、必要に応じて随時、家庭訪問や教育相談を実施するほか、学習課題を届けるなど学習の支援等を行っている。			
また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、マイフレンド相談員等との連携を図りながら、心のケアを含め、1日でも早く通常の学校生活に			

復帰できるように支援している。

特に、不登校のまま卒業する児童生徒に対しては、小学校、中学校ともに、進路先への不安等を解消するような相談を保護者とともに行うなど一人ひとりを大切にされた対応に努めている。

とりわけ、中学校から高等学校等への進学の場合は、入学試験等もあるため、日頃から本人の適性或進路希望を家庭への訪問等を通して把握するとともに、定時制や通信制などを含む様々な進路情報の提供を行うなどして、より適切な進路選択を実現させ、意欲や希望を持って進学等ができるように支援する。

また、移行支援シート等を活用し、接続する学校間で該当児童生徒に最適な指導が円滑に実施できるように、関係機関等との連携を含めきめ細やかに対応している。

いずれにしても、各学校において、不登校児童生徒には日頃から特段の配慮に努めているが、教育委員会としても不登校の児童生徒はもとより、一人ひとりを大切にされた教育活動の充実を図ってまいる。

11	【件名】 幼児教育・保育について	議員名	【個人】 繁昌
【質問の要旨】			
○ 保育士不足の解消には鹿屋女子高校の在り方が重要だと考えるが、教育長はこの現状を踏まえどう考えるか。			
【答弁の要旨】			
○ 現在、国が、子育て支援の重点施策として掲げている保育士の人材確保については、本地域においてもその重要性を十分に認識しているところである。			
このような中、鹿屋女子高等学校では、今年度から、将来、保育士を目指す生徒に対して、地域の現役の保育士等による実践的な指導を行い、保育や福祉に必要な素養を養うとともに、保育園等での実習活動の体験を通じて、将来地元で働くことへの愛着を深めるための取組をはじめたところである。			
また、保育士については、高等学校の教育課程だけでは資格を取得できないため、上級学校への進学を目指すための様々な工夫に取り組んでいるところである。			
こうした取組を通じて、保育や福祉分野を将来の職業として選択する人材を増やしていくことにより、大隅地域におけるこれからの人材確保に貢献できるものと考えている。			
また、その他の分野を希望している生徒についても、同様に地域の多様な人材を活用したキャリア教育を実施しており、将来、地元で活躍できる人材を育成する学校として、鹿屋女子高等学校の更なる魅力づくりに取り組んでまいる。			

12	【件名】 鹿屋女子高校活性化について	議員名	【個人】 繁昌
【質問の要旨】			
① 推進委員会では校舎建設の内容がほとんどで、生徒たちのことや、これからの学校の在り方などはほとんど議論されていない。定例会初日の議員説明会でも学校建設に対して意見を求め、基本設計に反映するとなっている。推進委員会は校舎建設のための委員会なのか。			
② 寄附金の募集方法については、ふるさと納税の用途を限定するものであってはならないと考える。小・中学校においても様々な課題や要望があり、鹿屋女子高校のためだけに使うことは理解されないと思うがどう考えるか。			
【答弁の要旨】			
① 鹿屋女子高等学校については、平成28年度に外部委員からなる検討委員会を設置し、活性化策のとりまとめを行い、同年12月に「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～」として、定例教育委員会で正式に決定した。			
今年度は、この活性化基本方針に基づき、			

- ・地域人材を活用したキャリア教育
- ・県内トップクラスのICT教育環境の整備
- ・ホームページやパンフレットのリニューアルによる情報発信の充実等に向けた取組を始めているところである。

お尋ねの鹿屋女子高等学校活性化推進委員会は、活性化基本方針の具体的な実現に向けたアイデアを多方面からいただくために、今年度設置したものである。

この委員会においては、各取組の進捗状況の報告をするとともに、学校運営や教育活動、開放施設等について幅広く意見を求め、

- ・これらを基本設計に反映すること、
- ・また、寄附活動や生徒募集、部活動等の充実についての様々な意見を集約し、校舎建設以外の分野についても、次年度以降の活性化事業にいかすことを目的としており、これまで、2回開催した推進委員会においては、
- ・総合選択制は良い取組なので、先進校をよく研究してほしい。
- ・寄附活動は広く周知するための様々な手段を講じてはどうか。
- ・地域人材を活用した授業を継続して実施できる体系的な仕組みづくりが重要である。

など、校舎建設に限らず、様々な御意見をいただいている。

教育委員会としては、この推進委員会での議論を踏まえて、議員の皆様をはじめ、多くの方々からの御意見も十分に取り入れることを目的に、先日の議員説明会において、御説明したところである。

皆様方からいただいた御意見は、校舎建設に反映させるとともに、活性化基本方針の具体的な実現に向けた取組にもいかしていき、魅力ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えている。

- ② 鹿屋女子高等学校は、今年度創立60周年を迎え、同窓会が主体となって、2年後の新校舎完成と併せた記念事業を計画し、寄附金の募集を開始したところである。

寄附金の募集要項としては、平成32年3月までの2年余りの期間に、目標金額を2,000万円と設定し、納入方法として、郵便振替とふるさと納税を利用した2つの方法を設定している。

今回の鹿屋女子高等学校の寄附は、

- ・期間や金額を限定しており使用目的がはっきりとしたものであること
- ・義務教育である小・中学校とは異なり、大隅半島唯一の市立女子高校であるという広域的な特殊性があること、
- ・また、寄附金の募集はもとより、鹿屋女子高等学校の今後の存続と発展に向け、広く県内外、全国へ生徒募集をPRする意味も兼ねていること、
- ・関東かのや会や関東・関西なのはな会等を含め、市外の皆様方に広く認知され定着しつつある、ふるさと納税の仕組みは、理解を得やすいものであること、

など関係各課との協議を踏まえ、寄附金の使途の一項目として妥当と判断し、ふるさと納税を活用することとしたところである。

ふるさと納税は、御存知のとおり、地方で生まれ育ち、都会に出た方が、恩返しの意味を込めてふるさとへ貢献できる仕組みとして導入された制度である。

生まれ故郷はもちろん、応援したい地域にも力になれる制度であり、それは、人を育て、地方の環境を育む支援となることから、まさに女子高活性化への寄附は、ふるさと納税の趣旨に合致するものであると考えている。

なお、先般の議員説明会でも申し上げたとおり、寄附金が目標額に達した場合については、その時点で対応を検討していきたいと考えている。

また、小・中学校の個別の施設整備等については、これまでどおり、ふるさと納税の使途「教育・文化・スポーツの振興による『人材育成事業』」に御寄附いただいた中から活用させていただくこととしている。